

入札公告（工事）

太宰府小学校教室棟増築工事（建築）について、次のとおり条件付一般競争入札（総合評価方式特別簡易型）を行いますので、太宰府市契約規則第4条第1項の規定に基づき公告します。

令和7年9月24日

太宰府市長 楠田 大蔵

1 工事概要

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| (1) 工事名 | 太宰府小学校教室棟増築工事（建築） |
| (2) 工事場所 | 太宰府市連歌屋1丁目2番1号 |
| (3) 構造 | 鉄筋コンクリート造 3階建 |
| (4) 敷地面積 | 23,548.00 m ² |
| (5) 延床面積（計画） | 553.65 m ² |
| (6) 施設機能 | 普通教室（66 m ² 、6室）、廊下 |
| (7) その他工事 | スロープ |
| (8) 工期 | 令和8年8月31日まで |
| (9) 予定価格 | 180,100,000 円（消費税等別） |
| (10) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び最低限度基準価格 | 設定する |

2 競争入札に参加できる者の形態

単独企業とする。

3 競争入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、この公告の日から落札者決定までの間において次の要件を満たす者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 太宰府市競争入札に参加する者の資格等に関する規程（平成7年12月告示第5号）に基づく令和6・7年度一般（指名）競争入札参加資格の認定（以下「認定」という。）時の常時契約締結先が、本店又は支店・営業所登録で、その所在地が福岡県内であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（裁判所による更生手続開始又は再生手続開始の決定後、国土交通省（太宰府市に登録した事業所を管轄する同省地方整備局）の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、手形交換所により取引停止処分を受けている者その他の経営状況が著しく不健全な者であると認められないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を有すること。
- (5) 太宰府市から太宰府市指名停止等の措置に関する規則（平成21年規則第27号）に基づく指名停

止を受けている期間中でないこと。

- (6) 公告日に有効な最新の建設業法第 27 条の 29 に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における工事の総合評定値（建築一式工事）が 600 点以上 1,100 点未満であること。
- (7) 平成 27 年度以降、元請工事で受注額が 1 億 5 千万円以上の国、地方公共団体その他の公益法人等（公社・独立行政法人を含む）が発注した当該工事と同種工事について施工実績を有し、確認できる書類があること。ただし、(2)に記載する常時契約締結先が太宰府市内である者（以下、「市内業者」という。）の施工実績は 5 千万円以上とする。
- (8) 配置予定技術者については、当該工事に関する監理技術者を現場に専任で配置できること。また、その技術者の同種工事の工事経歴を確認できる書類が提出できること。
- (9) 市内業者が落札業者となる場合を除き、太宰府市内に本店を置く下請負人との契約金額の合計を本工事請負金額の 5 パーセント以上とすることができること。なお、施工後、設定した下請率を達成できなかった落札業者は、しゅん工の日から 3 年間、太宰府市が実施する入札への参加を認めないこととする。

4 入札書類等の配付

入札に関連する書類及び仕様書（以下「仕様書等」という。）の配付は、公告日から開札日の前日まで、太宰府市ウェブサイト（入札情報公開システム）からのダウンロードにより行う。郵送や窓口での配付は行わない。

5 仕様書等に対する質疑等

仕様書等に対する質疑等の提出方法等については入札説明書に定める。

6 入札方法等

入札に必要な書類、提出先、日時、方法等については入札説明書に定める。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 入札書が指定した方法以外により提出された場合
- (2) 入札書が指定した期限日までに到着しなかった場合
- (3) 1 つの案件につき 2 つ以上の入札書が提出された場合
- (4) 既に提出した入札書の訂正、差し替え又は再提出がされた場合
- (5) この公告の 6 で指定した書類等のいずれかが不足した場合
- (6) 入札書が指定された郵送先と異なる場所に郵送された場合
- (7) この公告に掲げるもののほか、太宰府市条件付一般競争入札実施要領及び入札心得書等で規定する入札無効の条項に該当する場合

8 開札

開札場所及び日時等については、入札説明書に定める。

9 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格及び最低限度基準価格の範囲内の有効な入札があった場合は、引き続き評価値を計算し、評価値が高い者から競争入札参加資格確認審査順位（以下「審査順位」という。）を定め、審査順位第1位の者を落札候補者とする。なお、評価値の計算方式は加算方式とし、価格評価点と技術評価点を加算した点数を評価値とする。価格評価点については入札価格を予定価格で除したものを1から減じ、100を乗じたものを点数とする。技術評価点の最大値は12点とし、内訳は総合評価技術資料調書に記載のとおりとする。
- (2) 落札候補者となるべき評価値の入札者が2者以上の場合は、電子くじにより審査順位を決定する。
- (3) 落札候補者が10、11又は12の結果、失格、入札の無効又は審査順位の変動があった場合は、審査順位が次点の者を新たに落札候補者とする。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (4) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、太宰府市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止措置を行うものとする。

10 競争入札参加資格確認審査

(1) 競争入札参加資格確認手続

落札候補者となった者の競争入札参加資格確認については、入札時に提出された資料及び下記の提出資料にて行う。当該審査及び12の確認の結果、落札者を決定したときは、審査順位第2位以下の者の競争入札参加資格確認審査は行わない。

ア 入札参加資格確認申請書（入札時に提出された資料）

イ 同種・同規模工事施工実績調書（様式8号）及び工事实績情報システム（CORINS）登録内容確認書（工事实績）など実績がわかるもの

ウ 配置予定技術者調書（様式10号）

エ 下請負契約計画書（様式6号）（市内業者は除く。）

オ 有効期限内で最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

カ その他市長が指示する書類

(2) 提出方法等

ア 提出先等 太宰府市総務部管財課契約係へメール又は直接持参すること。

イ 提出期限 令和7年10月23日（木）正午まで。ただし、9(3)により新たに落札候補者が決定された場合は、別に指定する。

ウ 競争入札参加資格の確認は、上記の確認書類が提出された日の翌日から起算して、原則として3日以内（土曜日、日曜日その他の休日を除く。）に行うものとする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査を行う場合、競争入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等は、この限りでない。

エ 落札候補者が提出期限内に(1)に定める競争入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は落札候補者が競争入札参加資格確認審査のために入札執行者が行う指示に応じないときは、入札を辞退したものとみなし、9(4)の規定を適用する。

1 1 総合評価における技術評価点の確認

(1) 総合評価技術資料調書確認手続

落札候補者は、総合評価技術資料調書の内容確認に必要となる、次の技術資料を提出しなければならない。なお、当該確認及び11の審査の結果、落札者を決定したときは、審査順位第2位以下の者の総合評価技術資料調書確認手続は、行わない。

ア 技術資料の提出について（様式7号）

イ 継続雇用する技術者の資格保有状況について（様式9号）

ウ 過去3年間の太宰府市での施工実績（様式11号）

(2) 提出方法等

ア 提出先等太宰府市総務部管財課契約係へメール又は直接持参すること。

イ 提出期限 令和7年10月23日（木）正午まで。ただし、9(3)により新たに落札候補者が決定された場合は、別に指定する。

ウ 総合評価技術資料調書の確認は、技術資料が提出された日の翌日から起算して、原則として3日以内（土曜日、日曜日その他の休日を除く。）に行うものとする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査を行う場合、内容確認に疑義が生じた場合等は、この限りでない。

エ 落札候補者が提出期限内に(1)に定める技術資料を提出しないとき、又は落札候補者が内容確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、入札を辞退したものとみなし、9(4)の規定を適用する。

1 2 低入札価格調査

(1) 落札候補者の入札価格が1(10)に定める調査基準価格未満であり、最低限度基準価格を下回らない場合は、10の審査及び11の確認と併せて太宰府市低入札価格調査実施及び最低制限価格設定要領に基づく調査を行う。この場合、落札候補者は、太宰府市低入札価格調査実施及び最低制限価格設定要領に定める書類を提出しなければならない。

(2) (1)の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、当該落札候補者が行った入札は、無効とする。

(3) 提出方法等

ア 提出先等 太宰府市総務部管財課契約係へメール又は直接持参すること。

イ 提出期限 令和7年10月24日（金）正午まで。

ウ 落札候補者が提出期限内に(1)に定める技術資料を提出しないとき、又は落札候補者が内容確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、入札を辞退したものとみなし、10(4)の規定を適用する。

1 3 落札の決定等

- (1) 審査の結果、落札候補者が競争入札参加資格を満たしていること及び総合評価技術資料調書確認後に算出した評価値で審査順位の変動がないことを確認したときは、落札を決定する。
- (2) 落札者に対する落札決定の連絡は、電話等で行う。当該連絡を受けた落札者は、速やかに契約の手続を行うものとする。
- (3) 審査の結果、落札候補者が競争入札参加資格を満たしていない場合又は総合評価技術資料調書確認後に算出した評価値で審査順位の変動があった場合は、その旨を書面により通知するものとする。
- (4) 落札候補者が落札決定までに競争入札参加資格要件を満たさなくなったときは、参加資格がないものとみなし、その旨を書面で通知するものとする。
- (5) 前2号の通知を受けた者は、通知を受けた日を含め3日以内（土曜日、日曜日その他の休日を除く。）に、書面によりその理由について説明を求めることができる。その場合は、その旨を記載した書面を太宰府市総務部管財課契約係に持参するものとする。なお、回答は、説明を求められた日を含め3日以内（土曜日、日曜日その他の休日を除く。）に書面により行うものとする。

1 4 入札結果の公表

入札結果は、落札決定の日以降に太宰府市ウェブサイトに掲載する。

1 5 その他

- (1) 現場説明会は、実施しない。
- (2) この公告によるもののほか、太宰府市契約規則、太宰府市条件付一般競争入札実施要綱、太宰府市電子入札実施要領、太宰府市総合評価方式試行要領、太宰府市低入札価格調査実施及び最低制限価格設定要領及び入札心得書により入札を行う。

1 6 問合せ先 太宰府市総務部管財課契約係

電話 092-921-2121（内線 504）

メールアドレス kanzai@city.dazaifu.lg.jp